

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画（仮称）最終案への反映等について（第3回懇話会_委員意見）

| 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|---------|---|---------------|-----------------------------|--|
| 1 人権 | （2頁、30頁、49頁）「包み込まれている（という感覚）」という言葉は、もともと人権・同和教育において、自尊感情（自己肯定感）の4つの柱の一つとされてきたものだと思いますが、単独または「守られている」とともに用いられる場合、権利の主体としての性格が弱いと受け取られるおそれがあるのではないかと思います。8頁にあるとおり、この言葉は2022年の京都府総合計画に「守られている」とともに使われていますが、子どもが権利の主体であることが強調されるようになった2023年以降においては、大人が権利の主体であることは勿論であるので、工夫があった方がよいのではないかと思います。 | 2 31 50 | | （見解）「包み込まれている」の表現は、「京都府総合計画」に記載の文言であり、地域での絆や交流といった、地域の温かさを表現したもの。こどもに限らず、高齢者も障害のある方も外国人も、全ての人が地域で温かさを感じていただける共生社会を目指していこうとするものであり、今後の人権教育・啓発の中で、広めてまいりたい。 （反映）P30の「こども」の該当部分 「『包み込まれているという感覚』を実感できるよう・・・」を 「『包み込まれているという感覚』を実感でき、自己肯定感をはぐくむとともに、・・・」に修正 |
| 2 商工 | ポジティブな記述もあった方がよいのではないのでしょうか。また、「観光公害」は熟した用語でもありませんし、強い言葉でもあるので避けた方がよいのではないのでしょうか。 | 1 | 第1章 1人権をめぐる現状 (1) 国際化 | （反映） 「近年、外国人観光客の増加に伴う観光公害やマナー違反など、地元住民の生活へ及ぼす影響が見られ、外国人に対するイメージ悪化につながりかねない状況が生じています。」を 「近年、外国人観光客の増加に伴い、 <u>新たな交流や価値観が生み出され、地域経済社会の活性化につながる一方、一部地域への観光集中や一部の方のマナーの問題なども生じています。</u> 」に修正 |
| 3 人権 | 次の情プラ法にあわせて施行時で表記するなら7月です。 | 2 | 情報化 | （反映） 「侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正（2022年（令和4年）6月）・・・」を 「侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正（2022年（令和4年） <u>7月</u> ）・・・」に修正 |
| 4 人権 | 「国際障害者年」 | 4 | 国内の動向 | （反映） 「国際障害年」を「国際障害者年」に修正 |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|---|----|---|-------|--------------------|--|
| 5 | 人権 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）の題名が改正されていることは28頁に書かれていますが、初出のところにも書くほうがよいのではないかと思います。 「2024年（令和6年）9月には法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「推進法」という。）に改められ、」 | 6 | 国内の動向 | （反映） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」などが整備されるとともに、・・・ を 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」などが整備され、 <u>2024年（令和6年）9月には法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「推進法」という。）に改められました。</u> に修正 |
| 6 | 人権 | 「大学」がここに出てくるのは唐突感があります。「個人や団体」などでしょうか？ | 8 | 計画策定の趣旨 | （反映） 「さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷・・・」 を 「さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測に基づくデマや誤った情報の拡散、 <u>感染が確認された機関や団体、個人への誹謗中傷、・・・</u> 」に修正 |
| 7 | 人権 | 表記としては「手続」でしょうか。 | 15 | インターネット社会における人権の尊重 | （反映） 「必要な手続を行えるよう・・・」 を 「必要な <u>手続</u> を行えるよう・・・」に修正 |
| 8 | 人権 | 「通じていない」など？ *ある言語ができるできないという文脈では「詳しい」という表現はあまり使わないような気がします。 | 16 | 感染症発生時における人権の尊重 | （反映） 「日本語に詳しくない外国人住民・・・」 を 「日本語に <u>不慣れな</u> 外国人住民・・・」に修正 |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|-----|--|-------|-----------------|--|
| 9 | 人権 | ほかの箇所では法律については「第●条」と条文番号まで挙げている箇所があるので、文言を引用しているここでもそのようにされてはいかがでしょうか。 | 16 | 感染症発生時における人権の尊重 | <p>（反映）</p> <p>感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、・・・」、「国民は、・・・」と規定されるとともに、厚生労働大臣及び都道府県知事は、「感染症の予防及び治療に必要な情報を・・・」とされています。</p> <p>を</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第3条により、感染症の患者等について、「国及び地方公共団体は、・・・」とされています。また、第4条では、「国民は、・・・」と規定されるとともに、第16条で厚生労働大臣及び都道府県知事は、「感染症の予防及び治療に必要な情報を・・・」と規定されています。</p> <p>に修正</p> |
| 10 | 総務部 | 「のほか」？ | 17 | 感染症発生時における人権の尊重 | <p>（反映）</p> <p>また、「個人情報の保護に関する法律」により、国、地方公共団体をはじめ、個人情報を取り扱う事業者には、・・・</p> <p>を</p> <p>また、「個人情報の保護に関する法律」により、国、地方公共団体<u>のほか</u>、個人情報を取り扱う事業者には、・・・</p> <p>に修正</p> |
| 11 | 総務部 | 全市町村で導入されているとあるところ、さらに普及を図るといのはどういった趣旨になりますでしょうか。 | 17 | 個人情報の保護 | <p>（反映）</p> <p>「本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも引き続き市町村を支援していきます。</p> <p>を</p> <p>「本人通知制度」が府内全市町村で導入されています。この制度をさらに有効なものとしていくため、<u>登録者数の増加に向けて、制度の目的や効果等の周知を図るなど</u>、今後とも引き続き市町村を支援していきます。</p> <p>に修正</p> |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|----|---------------------------------------|-------|----------------|---|
| 12 | 商工 | 若干舌足らずで分かりにくい気もします。 | 18 | 個人情報の保護 | <p>（反映） 「また、企業の採用活動に際して、SNSの裏アカウントによる個人情報の調査が実施される事案も生じており、公正な採用選考についての啓発を推進します。」</p> <p>を 「また、企業の採用活動に際して、<u>必要のない個人情報を収集する目的で、SNSの裏アカウントによる個人情報の調査が実施される事案も生じており、公正な採用選考についての啓発を推進</u>します。」 に修正</p> |
| 13 | 商工 | 根拠となる指導原則やガイドラインなどの名称を再掲されてはいかがでしょうか。 | 19 | 安心して働ける職場環境の推進 | <p>（反映） 「企業においても、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入・実践、効果的な苦情処理の仕組みを通じた救済などが期待されています。」</p> <p>を 「企業においても、『<u>ビジネスと人権に関する指導原則</u>』や『<u>責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン</u>』に基づく人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入・実践、効果的な苦情処理の仕組みを通じた救済などが期待されています。」 に修正</p> |
| 14 | 人権 | SNSの偽情報についても言及してはいかがでしょうか。 | 23 | 災害 | <p>（反映） 「また、平時から一般住民に対して、災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、・・・」</p> <p>を 「また、平時から一般住民に対して、災害に便乗した詐欺メールや<u>SNSの偽・誤情報等</u>に注意し、・・・」 に修正</p> |
| 15 | 人権 | 平成30年 | 29 | こども | <p>（反映） 「前回調査の2018年（平成31年）時点・・・」</p> <p>を 「前回調査の2018年（<u>平成30年</u>）時点・・・」 に修正</p> |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|----|--|-------|-----|---|
| 16 | 人権 | （27～28頁）こどもを「今を生きる市民」と捉えることにより、こどもの意見表明権だけでなく、こども基本法第3条第4号が定めるように、こどもの意見の尊重が重要だと考えられるので、その旨の記述とする方がよいのではないかと思います。 | 29 | こども | （反映） 趣旨を踏まえ修正しました。 |
| 17 | 人権 | 「こども」に関する「育成環境の整備」では、家庭教育の充実支援などの内容であるが、こどもが権利の主体であることを踏まえると、主語は「家庭」ではなく「こども」であるべきではないか。 この部分の方向性としては、「家庭の中でこどもの権利を充実させる」というよりも、「こどもが権利の主体性を発揮できるよう、家庭の中でもその環境を醸成するよう努める」といったような書き方がふさわしいと考える。 | 29 | こども | 「また、家庭がこどもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、こどもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。」 を 「また、 <u>こどもが権利の主体性を発揮できるよう、家庭がこどもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、こどもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。</u> 」 |
| 18 | 教育 | スクールソーシャルワーカー（SSW）を加えて頂きたいとの意見を申し上げた際には、「まなび・生活アドバイザー」が京都式スクールソーシャルワーカーであることを理解しておりませんでした。現在の案では、29頁の他、47頁、54頁に「スクールカウンセラーや『まなび・生活アドバイザー』」、48頁にスクールソーシャルワーカーがありますが、「第3次京都府子どもの貧困対策推進計画」のように、最初の1か所を「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」とすると、誰が読んでも分かりやすいと思います。 | 30 | こども | （反映） 「まなび・生活アドバイザー」 を 「 <u>まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）</u> 」 に修正 ※その他の箇所（P48, 49, 55）の表現も統一 |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|------|--|-------|-----|---|
| 19 | 教育 | （30頁）「学校をプラットフォームとした地域連携」は、子どもの貧困対策のところにのみ書かれていますが、学校プラットフォームは、貧困対策だけでなく、国の「こども大綱」にあるように、「苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制」であるため、工夫があった方がよいのではないかと思います。「深刻な少年事件や児童虐待にもつながることもあるこどもの貧困」といった捉え方も考えられます。 | 31 | こども | <p>（見解） 学校プラットフォームの趣旨については、貧困対策にとどまらず、あらゆる問題にも通じるため、「育成環境の整備」に文章を追記します。なお、この考えはこどもの人権問題全般に関わってくるもので、虐待やいじめ、ヤングケアラー等個別の項目でも、困難な状況にあるこどもに対して関係機関が連携した取組を図ることを記載しています。</p> <p>（反映） （育成環境の整備）「こどもをめぐる人権問題がより多様化・複雑化する中で、こどもの困難な状況を早期に発見し適切な支援につなげることができるよう、学校をはじめ、あらゆる分野の関係機関や団体等が相互に連携・協働しながら、一体となった取組を推進します。」</p> |
| 20 | 健康福祉 | 他の頁では関係機関の記載があるが、認知症に関する部分には、具体的な施策の例を示した方が、より説得力が増すと考える。 | 33 | 障害者 | <p>また、<u>京都府認知症応援大使をはじめとした認知症当事者による発信機会を拡大し、医療・介護・福祉の関係団体と連携しながら、認知症の人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。</u></p> |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|------|--|-------|-------------|--|
| 21 | 健康福祉 | 「障害のある人」に関する「介護者支援」について、ここで記載されている「地域支援事業」は「地域生活支援事業」の誤りではないか。また、「高齢者」に関する「介護者支援」も同様の記載内容だが、このままでよいのか。 | 33 | 障害者 | <p>該当部分については、地域支援事業で間違いございません。</p> <p>指摘を踏まえ、34ページ「障害のある人」を下記のとおり修正します。</p> <p>(介護者支援) 家族等交流・リフレッシュ事業や講習会等、市町村が行う取組を支援し、家族等の支援や負担の軽減を図ります。</p> |
| 22 | 人権 | 京都ジョブパーク内 の | 33 | 障害者 | <p>(反映) 「京都ジョブパーク内に・・・」 を 「京都ジョブパーク内の・・・」 に修正</p> |
| 23 | 人権 | 「行為（アウトティング）」とされてはいかがでしょうか。 | 42 | 性的マイノリティの人々 | <p>(見解) 本文上段部分でカミングアウトについて記載し、また、カミングアウトの結果、アウトティングも問題になっている旨、記載。カミングアウト、アウトティングの問題は、配慮を要する複雑な問題。同様に、マイクロアグレッションやアンコンシャス・バイアスの要素についても記載しているが、計画では、詳しく説明できないため（文言が一人歩きすることを避けるため）、直接の表記はしないこととし、冊子等において具体的に記載し啓発を推進。</p> |
| 24 | 人権 | 要件の話をするなら、最大決2023年10月25日による4号要件違憲判断にも触れてはいかがでしょうか。 | 42 | 性的マイノリティの人々 | <p>(反映) 「(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和)」 を 「(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和。さらに、<u>2023年(令和5年)10月の最高裁判所大法廷は、性同一性障害特例法第3条第1項第4号(生殖不能要件)が憲法第13条に違反し無効であるとの決定を下しました</u>）」 に修正</p> |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|----|---------------------------------|-------|--------------------------------------|--|
| 25 | 教育 | 成人について「発達段階」という表現を使うのは違和感があります。 | 46 | 「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の推進 | <p>（反映） 「そのため、様々な場や機会を通じ、生涯にわたり発達段階に応じた各種コンテンツを活用し、・・・」を 「そのため、様々な場や機会を通じ、生涯にわたり<u>年齢等の状況</u>に応じた各種コンテンツを活用し、・・・」に修正 ※教育関連では「発達段階」で表記し、成人を含む場合は、「年齢等の状況」で表記（他箇所同様）</p> |
| 26 | 教育 | 趣旨が分かりにくいように思います。 | 47 | 学校 | <p>（反映） 「年次計画的に作成し、・・・」を 「<u>毎年度、計画的に</u>作成し、・・・」に修正</p> |
| 27 | 人権 | 学校教育との連携・協働を図ります。また、 | 51 | 地域社会 | <p>（反映） 「図ります。、また、・・・」を 「図ります。また、・・・」に修正</p> |
| 28 | 人権 | 「議員」と明記すべきでは。 | 54 | <人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進> | <p>（反映） 「法律家、議会関係者等・・・」を 「法律家、<u>議員等</u>議会関係者等・・・」に修正</p> |

| | 部局 | 委員意見等（確認事項除く） | 該当ページ | | 府の見解及び反映部分 |
|----|----|---|-------|---------|--|
| 29 | 人権 | ネットメディアならともかく、一般の個人も含んでいるのだとすれば広すぎるように思います。 | 58 | メディア関係者 | <p>（反映） 「メディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。近年では、インターネットの普及によりソーシャルメディア発信者もメディアに含まれる例があります。 メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で・・・（中略）・・・人権に常に配慮することが必要です。」 を 「<u>マスメディアやネットメディアといったメディア関係者は、情報伝達や社会の価値観や意識に影響を与え、府民生活と密接にかかわる存在であり、府民の人権尊重の意識を形成する上で、大きな影響力を持っています。</u> メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で・・・（中略）・・・人権に常に配慮することが必要です。<u>さらに、近年では、SNSの普及により、ユーチューバーなどのインフルエンサーも人々の意識や行動に大きな影響力を持っており、高い人権意識が必要とされます。</u>」 に修正</p> |